

第 3 2 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 2 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|---------|------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。定刻になりますので会の方を進めさせていただきます。若干あの推進委員さんお見えになっておりませんが、進めさせていただきます。</p> <p>それでは本総会の開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 1 9 名、本日の出席委員 1 9 名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を皆様と一緒に唱和したいと思います。皆さまご起立をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので、第 3 2 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 0 番 佐藤委員、1 1 番 古澤委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>おはようございます。久木野と長陽の現地確認ありがとうございました。今日は合同委員会ということでお集まりいただきありがとうございます。ちょっと質問していいで</p>

	<p>すか？今日は欠席でありますけれども、木之内くんと阿蘇市のトマトイチゴ農家が出ていた件をご存じの方は手を挙げてください。見ておられないですか？木之内くんの牛舎の事とか、それをご存じの方は手を挙げてもらいたかったのですが。</p> <p>ということは全国農業新聞を読んでいる方はおられないということですか？前回の全国農業新聞に出ていたじゃないですか。地方版のところ。</p> <p>他委員 議案の事かと思った。議案に上がったのは知らないなあと思って。</p> <p>会長 違います。全国農業新聞の普及活動をいろいろと言われるので、委員さん方がどのくらい目を通しておられるかと思って質問したところです。</p> <p>他委員 だから意味がわからなかった。</p> <p>会長 だいたい自分の考えが先にいくもので、木之内くんと言えば皆さん農業新聞のことでピンと来られると思ったので。</p> <p>ということで全国農業新聞には遊休農地などいろいろな問題が出てきておりますので、さらっと流してでも一辺読んでいただいて、南阿蘇村でもやってみようかというような内容があった時には、こういう委員会の中でも出してもらいたいと思います。</p> <p>ところで局長と二人で、27日あの風が吹いた日に山鹿に研修に行きましたけれども、山鹿市も山の上の方でまた養蚕をしたりして、全然違う形で頑張っておられる所もありますので、やはりもう遊休農地がだんだん出てきて、白川裏でももう大根の生産者がやめた時には、全部遊休農地になってしまいますけれども、それを諦めじゃなくて、委員にはやっぱり責任があるという感じで、もう仕方ないというよりも、どうにかしたいという気持ちで頑張っていたいただきたいと思います。意味が伝わりましたでしょうか。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>では只今から第32回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に10番 佐藤久康委員、11番 古澤博康委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字小陣 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外2筆計3筆 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字上ノ原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外6筆計7筆 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字祇園 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字夫婦石 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字午王谷 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p>

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字小沢津
番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。
以上6件ご審議方よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7番 議案第1号1番について、7番の後藤がご説明致します。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲渡人は財産分与でもらわれました土地を管理しておられましたが、高齢のためもうできないということで、譲受人の方に売買ということになりました。何ら問題はないと思われまます。よろしくお願い致します。

4番 議案第1号2番、3番について4番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。2番につきましては、譲受人が耕作されていましたが、譲渡人が後継者もいないため売りたいということで譲受人に相談されたところ、自分の農地の隣接地でもあるのでということで、契約の運びとなりました。所有権移転売買です。

3番につきましては、譲受人、譲渡人は遠い親戚関係にあります。譲渡人は遠方におり、戻ってきて耕作することもないので、処分したいということで、隣接地に農地を持つ譲受人に購入の相談をされ同意の運びとなりました。所有権移転売買です。ご審議よろしくお願い致します。

9番 4番、5番につきまして9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方は■■■県におられましてほとんど来られませんが、先日ちょうど■■■くらいの時に帰ってこられまして、またお話がありまして、譲受人の方と話がまとまりました。譲受人の方は地元住民の方でございます。場所は■■■の周辺でございます、要は昔から言う■■■でございます。所有権移転売買ということで申請があがっております。ご審議の程よろしくお願い致します

14番 続きまして議案第1号6番について、14番の村上が説明致します。申請人、土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人の方が今までは親父さんが耕作されておりましたが、息子さんになって自分では耕作できないということで、譲受人の方に畑が近所ということで話をされてまとまっております。所有権移転売買です。よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。では採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>9 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 番号 1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字岸野 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 農業資材置場 始末書添付となっております。 以上 1 件、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号 1 番につきまして、9 番の古澤がご説明申し上げます。申請人は議案書記載のとおりです。場所は■■■■のほぼ中央にごさまして、自宅敷地内の一角にありまして、40 年前くらいから資材置き場になっていたような状態でございます。現在は息子さんがいろいろ規模拡大されまして手広くやっておられます。今回正式に資材置き場として申請があがっております。始末書添付でございます。どうぞご審議の程よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>ないようですので採決に移ります。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外 1 筆計 2 筆 ■■■㎡ 転用目的 一般住宅建設 転用所有権移転有償となっております。 番号 2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 一般住宅建設 転用所有権移転有償となっております。 番号 3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字笹尾 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 一般住宅建設 転用所有権移転有償となっております。 番号 4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字笹尾 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 一般住宅建設 転用所有権移転有</p>

償となっております。

番号5：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字 泉水 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 外1筆計2筆 m² 転用目的 駐車場 転用所有権移転有償となっております。

以上5件、ご審議方よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

4番

議案第3号1番、2番について、13番の市原が説明致します。譲渡人、譲受人、申請の土地については議案書記載のとおりです。譲受人の方は今 で として働いていますが、今住まれているアパートが手狭となっているために家を建てる土地を探していたところ、持ち主の方と話が決まりまして住宅建設の運びとなっております。周りは新興住宅地になっておりまして給排水等何ら問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願い致します。

9番

議案第3号3番、4番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は現在 町のアパートにおられまして、勤務先が というこで、今回子供さんが生まれるのをきっかけに、申請されております土地に家を建て、南阿蘇村に永住したいとのことでございます。場所は の東側にあります新興住宅内になりまして、給水排水とも問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

15番

5番を15番の宮崎が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。現地は に隣接した土地です。現在、譲渡人は農作業ができなくなりまして農地は荒れた状態です。そして今回 から が狭いということで、この土地を にしたいということで転用所有権移転の申請となりましたのでよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

14番

確認です。1番2番は譲受人が同じ人が2件ということは土地が狭いからですか。家はひとつですか。

13番

すみません。土地が段差になっておりまして、以前転用案件があった残りの部分になっておりまして、3筆ありますが家は1軒になります。

議長

他にありませんか。ないようですので採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。

議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から8番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字蓬来園 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外1筆計2筆 ■■■m² 賃借権設定3年です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字小池鶴 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外4筆計5筆 ■■■m² 賃借権設定3年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字西田 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外1筆計2筆 ■■■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字浜尾鶴 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外2筆計3筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字上川原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外6筆計7筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字石水 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外5筆計6筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字田ノ口 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外2筆計3筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字南豆塚 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■m² 農地中間管理機構10年となっております。</p> <p>以上、新規案件8件、再設定2件、ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
7番	<p>議案4号1番について、7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人はハウスを建てておられましたが、もう全部解体されまして、1人で農業をすることが困難ということでこの度譲受人と賃借権設定3年ということで契約が結ばれております。何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
8番	<p>議案第4号2番3番について8番の岩本が説明致します。</p> <p>譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は今まで小作契約をされず、譲受人の方が耕作されておりました。それで今回正式に手続きがなされまして、譲受人の方が若く経営の規模拡大を図っておられます。2番の賃借権設定3年、3番の賃借権設定5年となっております。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
11番	<p>4番について、11番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおり</p>

<p>18番</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>でございます。譲渡人は今まで自分で耕作しておられましたが、体調がすぐれないということで、今回譲受人と話し合いができました。譲受人は後継者もおり規模拡大をされております。何ら問題はないと思います。賃借権設定10年です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第4号、番号5、6、7について、18番の荒牧が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。いずれも同じ譲受人との間にて10年の耕作契約が結ばれています。3件とも譲受人と同じ地域で意思の疎通もとられており問題ないものと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議案第4号8番につきまして、事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。こちらは農地中間管理機構を通じた貸付となっております。場所につきましては高森町との町村境にある畑1枚 [REDACTED]㎡となっております。借受人は [REDACTED] にできました農事組合法人で借受けることで調整がなされております。以上ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決にうつります。議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、3月の総会の日程を決めたいと思います。3月10日いかがでしょうか。</p> <p>では3月の総会は3月10日をお願いします。税務の申告期間中ですので旧久木野庁舎で行います。</p> <p>次回の農業委員会憲章は、12番 興呂木和也委員、13番 市原きみよ委員にお願いします。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>事務局から2、3点お願いとお知らせを致します。</p> <p>活動記録簿をまたお配りしておりますので、一ヶ月間の活動や相談案件を記入して提出していただきますようお願い致します。</p> <p>皆様にチラシを配布しております。3月7日旧久木野庁舎におきまして、土曜日ですけど午後2時から4時まで阿蘇のタネと食を守る講演会ということで開催されますので皆様にご案内いたします。主催がJAと阿蘇のタネを守る会ということで、村の方も高森町と一緒にになりまして後援をさせていただいております。見ていただきますとJAの組合長さんが講演をされるということで、JA関係の組合員さん等もおられるかと思ひます。そちらの方からもお知らせが来ているかと思ひますけど、どうぞよろしくお願い</p>

議長	<p>い致します。3月7日土曜日お昼の2時から旧久木野庁舎で開催されますのでよろしくお願い致します。</p> <p>あとお手元に「のうねん」があると思いますので、ご一読いただければと思います。</p> <p>このあと農政係から人・農地プランについての説明がございますので、休憩をはさんで開催させていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは以上をもって第32回の南阿蘇村農業委員会総会を終了します。</p>
----	---

7. 閉会時刻 10時41分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会議長

後藤 秀和

議事録署名者

10番 佐藤 久康

11番 古澤 博保